

教職に関する科目

■ 中学校教諭 1 種免許状（社会・保健体育）

■ 高等学校教諭 1 種免許状（公民・保健体育）

教育学部 教育学科

免許法施行規則に定める 専門教育科目区分等			本学で開設する科目		修得単位			備 考
科 目	単位		科 目	単位	中1	高1	中2	
に教職の意義等 に関する科目	教職の意義及び 教員の役割	2	○教職概論	2	2	2	2	教育学部「必修」
	教員の職務内容（研修、服 務及び身分保障等を含む。）							
	進路選択に資する各種の機 会の提供等							
教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関 する歴史及び思想	6	○教育原理	2	6 以上	6 以上	6 以上	教育学部「必修」
	幼児、児童及び生徒の心身 の発達及び学習の過程（障 害のある幼児、児童及び生 徒の心身の発達及び学習の 過程を含む。）		教育哲学	2				教育学部「必修」
			教育史概論	2				教育学部「必修」
			○学習・発達論	2				教育学部「必修」
			発達心理学	2				教育学部「必修」
			特別支援教育	2				教育学部「必修」
			教育心理学	2				教育学部「必修」
			○教育の制度と経営	2				教育学部「必修」
			教育社会学	2				教育学部「必修」
	教育に関する社会的、 制度的又は経営的事項		教育行政学	2				教育学部「必修」
安全教育		2	教育学部「必修」					
教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の 方法	高6 ／ 中12	○教育課程編成論（中・高）	2	2	2	2	
	各教科の指導法		○社会科指導法Ⅰ（中学）	2	4	4	4	※①
			○社会科指導法Ⅱ（中学）	2				
			○社会公民科指導法Ⅰ	2				
			○社会公民科指導法Ⅱ	2				
			○保健体育科指導法Ⅰ	2				
			○保健体育科指導法Ⅱ	2				
			保健体育科指導法Ⅲ	2				
			保健体育科指導法Ⅳ	2				
	道徳の指導法		○道徳教育の理論と方法（中）	2	2	—	2	※②
特別活動の指導法	○特別活動の理論と方法（中・高）	2	2	2	2			
教育の方法及び技術 （情報機器及び教材の活用を 含む。）	○教育の方法と技術（中・高）	2	2	2	2	教育学部「必修」		
	コンピュータと学習支援（中・高）	2						
	教育方法学（中・高）	2						

免許法施行規則に定める 専門教育科目区分等			本学で開設する科目		修得単位			備 考
科 目		単位	科 目	単位	中 1	高 1	中 2	
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法	4	○生徒・進路指導の理論と方法（中・高）	2				※③
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		○教育相談の理論と方法（中・高）	2	4 ※③	4 ※③	4 ※③	
	進路指導の理論及び方法							
教育実習（事前・事後の指導 1 単位を含む。）		中 5 高 3	○教育実習（中学校）	5	5	—	5	※⑤⑥
			教育実習（副・中学校）	3	3 ※④		3 ※④	
			○教育実習（高等学校）	3	—	3	—	
教職実践演習		2	○教職実践演習（中・高）	2	2	2	2	
			免許状取得に必要な単位数	中 1 種（社会）	31	—	31	
				中 2 種（社会）				
				中 1 種（保健体育）				
				中 2 種（保健体育）				
				高 1 種（公民）	—	27	—	
				高 1 種（保健体育）				

〔備考〕 ○印は必修科目

- ※① 保健体育免許を取得する者は、「保健体育指導法Ⅰ～Ⅳ」を履修してください。
社会（中 1 種）の免許状を取得する場合は、「社会科指導法Ⅰ・Ⅱ」を、公民（高 1 種）の免許状を取得する場合は、「社会公民科指導法Ⅰ・Ⅱ」を履修してください。
中学校社会のみを取得する者（主にサブ免許として履修する者を想定しています）は、「社会科指導法Ⅰ・Ⅱ（中学校）」だけが必修です。
 - ※② 「道徳教育の理論と方法（中）」は、中学校免許のみ必修。高等学校 1 種免許申請の場合は「教科又は教職に関する科目」として充てられます。
 - ※③ 小学校教諭 1 種免許をピークとする者が加えて中学校教諭 1 種または 2 種免許をサブ免許として取得する場合、「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」の単位をピーク免許より 2 単位充てることができます。
 - ※④ 幼稚園・小学校教諭 1 種免許をピークとする者が、加えて中学校教諭 1 種または 2 種免許をサブ免許として取得する場合、教育実習の単位をピーク免許より 2 単位充てることができます。ただし、事前および事後の指導は、サブ免許分として別に履修してください。
 - ※⑤ 高等学校（公民・保健体育）教職課程受講者は、必ず中学校（社会・保健体育）教職課程も併せて受講すること。中学校（社会・保健体育）教職課程のみの受講は認めず。
 - ※⑥ 中学校・高等学校の免許を両方取得希望の場合、実習先の校種に関係なく「教育実習（中学校）」を履修してください。
- 〔注〕 上表に掲げられる科目の一部に、ユニバーシティ・スタンダード科目に同一名称により開設されている科目がありますが、当該免許状を取得するためには、ユニバーシティ・スタンダード科目ではなく、教育学科科目の中から履修してください。